

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 令和 5 年度岩国市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 6 号 令和 6 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 2 号 令和 5 年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 3 号 令和 5 年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 4 号 令和 5 年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 号 令和 5 年度岩国市病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 号 令和 6 年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9 号 令和 6 年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第 10 号 令和 6 年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第 18 号 令和 6 年度岩国市病院事業会計予算

議案第 27 号 岩国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 28 号 岩国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 29 号 岩国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 30 号 岩国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 31 号 岩国市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 32 号 岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 33 号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 41 号 指定管理者の指定について

以上 16 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第6号 令和6年度岩国市一般会計予算についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

民生費の老人福祉費の老人福祉対策費の高齢者補聴器購入費助成事業に関し、委員中から、事業概要及び事業の開始時期について質疑があり、

当局から、「この事業は、65歳以上の方で、かつ両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の軽度・中等度難聴者の方に対し、3万円を上限に補聴器購入費を助成する事業である。高齢者に限定した理由としては、高齢者は加齢により聴力機能が低下し、補聴器を必要とする方が多いと考えられること、認知症発症リスクを低減していただきたいこと、仕事を引退するなど、社会との接点が少なくなりがちなので、社会参加を促し、とじこもり等になることを防ぐ必要性が高いことから対象とした。また、本事業は令和6年7月から開始する予定としている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「この制度を市民に活用していただくためには、高齢者本人だけでなく、その家族や介護施設などにも制度を知っていただく必要があるが、どのように周知するのか」との質疑があり、

当局から、「医療機関、補聴器取扱店、介護関係機関などに対して制度の説明を行うとともに、市民に対しては、市報、ホームページ、市民メール、岩国市LINE公式アカウントなどさまざまな方法を駆使して周知を図っていく」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「県内では、対象者が18歳未満の軽度・中等度難聴児に限定されているところ、当該事業は高齢者を対象とする県内初の事業であり、予算が計上されたことは画期的ではあるが、令和5年6月に岩国市議会で採択された請願の趣旨を踏まえて、今後、年齢を限定することなく、軽度・中等度難聴者を対象者としていく考えはあるか」との質疑があり、

当局から、「本事業はあくまでも高齢者支援という視点から制度を設計しているが、全国的に見ても中身の濃い制度である。まずは、65歳以上の高齢者を対象として事業を開始し、利用者からの反応や効果、問題点を見極めることで、しっかりと使っていただける環境を整えていきながら、今後、制度をより充実したものにしていきたい」との答弁がありました。

続いて、民生費の児童福祉費の児童福祉支援費の子ども・子育て支援施設型給付費に関し、

委員中から、事業概要について質疑があり、

当局から、「保育所等に通う第2子以降のゼロ歳児から2歳児までの保育料を無償化するものである」との答弁がありました。

委員中から、「現在、市内の保育所等において3歳未満の待機児童が常態化している状況でこの制度が始まってしまうと、入所希望者がさらに増え、入所できずに不利益を被る人が増加するという悪循環に陥ってしまう。制度を導入する前に、待機児童が発生しないように職員を配置するなどの基盤整備を行う必要があるのではないか」との質疑があり、

当局から、「確かに、制度の導入により入所の申込みが増えることが予想され、今後の重要な課題と考えている。しかし、保育士不足の現状から基盤整備には時間がかかることが想定されるため、まずは多子世帯の経済的支援を先行したいと考えている」との答弁がありました。

委員中から、「制度導入に反対するものではないが、受入体制を整備した後に制度を導入するのが手順であり、あくまで環境整備を念頭に置いて、今後も待機児童が発生しないように努力をしていただきたい」との要望がありました。

続いて、民生費の児童福祉費の児童福祉支援費の民間保育園関係補助金の外国人園児受入支援事業費補助金に関し、

委員中から、「予算額が前年度と比べて増額しているが、要件の見直しがあったのか」との質疑があり、

当局から、「保育事業者からの要望を受け、外国人園児の割合を定員のおおむね50%以上からおおむね20%以上に変更するとともに、小規模保育事業及び認可外保育施設も対象とする見直しを行ったことで、対象が3園から6園に増加し、予算額が増額している」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。